

建設発生土処分先一覧表に掲載する建設発生土受入地等の判断基準

1 建設発生土受入地の申請書類及び更新申請書類の審査

建設発生土受入地の申請書類及び更新申請書類の審査については、次の各号のすべてに該当する場合に適正と判断する。

申請書類がすべて提出されていること。

建設発生土を受け入れ、その埋立を目的としている施設であること。

申請書類を提出する際、現に建設発生土の受入ができること。

土砂の再搬出が行われないこと。

次に掲げる土砂埋立行為の目的に応じて、受入価格が適正であること。

ア 分譲目的であることが明らかな宅地造成及び採石場の採取跡地（採石法（昭和25年法律第291号）第33条の認可を受け同法の廃止手続がなされていない岩石採取場及び砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の認可を受け同法第24条の廃止手続がなされていない砂利採取場をいう。）の整備については、受入価格が無償であること。

イ アの場合を除く土地造成及び農地造成等については、受入価格の内訳が敷均し費及び法面整形費等の最低限の費用であること。

ウ 残土処分場については、受入価格の内訳が防災施設費、整地費及び管理費等に係る費用のみであり、残土処分場として必要な費用以外が含まれていないこと。

国道及び県道等から施設に至る道路は、ダンプトラック（10t車）が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できる幅員等が確保されていること。

更新時期に、更新申請書類が提出されること。

当該施設が、県等が行う公共事業（計画中を含む）を推進する上で支障となるおそれがないこと。

その他関係法令に違反していないこと。

2 建設発生土受入地（一時たい積）の申請書類及び更新申請書類の審査

建設発生土受入地（一時たい積）の申請書類及び更新申請書類の審査については、次の各号のすべてに該当する場合に適正と判断する。

申請書類がすべて提出されていること。

建設発生土を受け入れ、適正な一時たい積の管理を行いその有効利用を目的としている施設であること。

申請書類を提出する際、現に建設発生土の受入ができること。

受入価格の内訳が防災施設費及び管理費等必要な費用のみであり、かつ、ストックヤードとして必要な費用以外が含まれていない等、受入価格が適正であること。

国道及び県道等から施設に至る道路は、ダンプトラック（10t車）が周辺の環境及び他の交通に支障なく通行できる幅員等が確保されていること。

更新時期に、更新申請書類が提出されること。

一時たい積した土砂について、降雨及び降雪等の影響による品質低下を避けるために、シートで覆う等の管理が行われていること。

建設発生土処分先一覧表の掲載申請及び審査要領第8条に規定する書類が、定期的に提出されていること。

当該施設が、県等が行う公共事業（計画中を含む）を推進する上で支障となるおそれがないこと。

その他関係法令に違反していないこと。